

近世延岡藩の刑事内済と地域秩序

— The Criminal Settlement and Community in the Nobeoka Clan in the Early Modern —

大賀 郁夫

近世社会における紛争解決の在り方は多様であり、公益にかかわる重大犯罪事件以外の多くは当事者間の内済で済まされた。

刑事事件の内済は無条件に認められたわけではないが、当事者間の和解による関係修復、刑罰の回避、公権力による必要的科刑の範囲限定、村の秩序回復、裁判手続きに付帯する出費・時間浪費の回避など、さまざまな理由・要因により広汎に行われた。

本稿では、日向国延岡藩で起きた刑事事件をいくつかとりあげ、同じような事件であるのに検使出役となった事件と出役御免となった事件とを比べ、なにがその基準となっているのかを検証した。刑事事件のうち、溺死、焼死、精神錯乱、事故・災害、行き倒れ・急死、相対死をそれぞれ分析し、また他領引合事件について、藩の規定を確認するとともに、引合先が藩領と幕領それぞれの場合を検討した。これによって、検使出役には時間・経費など諸費用がかかりその回避が図られたが、事件の解明のためにそれを優先することは無かったことを示し、事件処理をめぐる藩権力と在地との関係を明らかにした。

目次

はじめに

一 検使出役と内済

(一) 溺死

(二) 焼死

(三) 精神錯乱

(四) 事故・災害

(五) 行き倒れ・急死

(六) 相対死

二 他領引合事件

(一) 他領引合事件に対する藩の規定

(二) 他領(藩領)引合事件

(三) 他領(幕領)引合事件

むすびにかえて

キーワード 検使出役 出役御免 内済願 他領引合事件

はじめに

近世社会における紛争解決の在り方は多様であり、公益にかかわる重大犯罪事件以外の多くは当事者間の内済で済まされた。民事事件、特に金銭債権に関する訴訟は、可能な限り内済で済まされることが望まれた。これに対して刑事事件での内済は、当事者間に示談が成立したとしても、無条件に認められたわけではない。しかし実際には、刑事事件における内済は、当事者間の和解による関係修復、刑罰の回避、公権力による必要的科刑の範囲限定、村の秩序回復、裁判手続きに付帯する出費・時間浪費の回避など、さまざまな理由・要因により広汎に行われた。

刑事内済の評価については、内済を村落共同体的秩序、地域社会のなかでの自律的紛争解決として積極的に位置づけるもの、内済を町村役人から裁判権を剥奪したその裏返しとして認めた擬似的和解、細事（民事）訴訟に否定的なスタンスをとる権力への迎撃的な和解とみるもの、内済による村落紛争解決にみられる特殊的、情緒的、団体主義的な社会関係の伝統がもたらす意味を問題視するもの、という三つの見解がある。戦後、内済研究は主に民事内済を中心に進められ、刑事内済を対象とする研究も数多くなされるようになったが、今後はより多くの事例の提示、具体的な内済内容の検討が求められている。

今回対象とする日向国延岡藩の刑事内済については、山田勉氏の詳細な研究がある。山田氏は民事事件の本質が私人間の紛争であるのに対し、刑事事件のそれを法秩序の侵害と位置付け、刑事

事件の解決は法秩序維持者たる公権力が侵害者たる犯人を追求し、刑罰を科すという形でなされるものであり、刑事内済とは公権力による犯人追及の停止と定義している。また、刑事内済が行われる理由として、人的・物的な負担の回避があげられ、刑事裁判にともなう藩権力と在地双方の負担は、とりわけ他領引合事件において最大のものとなった。すなわち、延岡藩における刑事内済の存在理由は、藩権力・在地の双方にとって、第一に藩の刑事裁判過程に付随する諸負担の回避、第二に他領引合事件の回避に求められるとした。在地は一定の刑事事件処理能力を有していたと高く評価し、藩権力は基本的には在地の事件処理能力を超える事件のみ対応していればよかったとする。実際に、事件発覚後の犯人捕縛や取り調べは在地役人によってなされ、事実を把握して善後策がとられた上で検使出役がなされる場合もあった。

藩権力が在地の事件処理能力を超える事件のみ対応していればよかったというのであれば、検使出役になる事件は極々少なくなるだろうし、多くの刑事事件は在地で揉み消されてしまうだろう。しかし、件数からみても、御用部屋へ報告された刑事事件の多くは検使出役がなされており、内済される場合より遙かに多い。変死の場合、災害や行き倒れなどの軽事件でも検使出役することとが通常であり、他領と接し入り組もある遠郷高千穂郷や飛地宮崎郡・豊後三郡でも頻繁に検使出役がなされているのである。

本稿では、日向国延岡藩で起きた刑事事件をいくつか取り上げ、同じような事件であるのに検使出役となった事件と出役御免となった事件とを比べ、なにがその基準となっているのかを検証し、刑

事内済をめぐる藩権力と在地との関係を明らかにしていきたい。なお、対象とする延岡藩は日向国臼杵郡を城附とした藩で、五氏の領主交代があった。延享四年に入封した内藤氏は、表高七万石の譜代大名であり、藩領域は城附とそれに続く高千穂郷、飛地宮崎郡、同豊後国大分郡・速見郡・国東郡に亘る。本稿で使用する史料は、主に「検使覚」「検使御免例書」および藩庁日誌である「萬覚書」であり、現在明治大学博物館に所蔵されている（内藤家文書）。

一 検使出役と内済

在地において変死等の異変があった場合、検分のための検使出役願か、もしくはその内済願がなされるべきであった。「検使御免例書」は、御用部屋に提出された検使出役御免願（内済願）をまとめたものである。これらは提訴以前に出役御免が出された事例¹であるが、その大半が難船による溺死、行き倒れ死、旅行中の急病死、事故死、精神錯乱による自死などであった。

しかし、一方で同じような事件でありながら、実際に検使出役がなされた場合も少なくない。では、検使出役願が出される場合と内済願が出される場合を分ける基準は何処にあったのだろうか。以下、事件別にそれぞれ確認していくことにする。

(一) 溺死

〔事例〕

文政三年七月、南方村永田門筋違瀬にて溺死体が上がった。溺

死人は岡富村百姓虎松との風説があり、南方村役人から岡富村役人へ問い合わせ、村役人と虎松親類が確認のため駆け付けたところ、同村中川門の虎松であることが判明した。村では遺体に番手を付け代官所へ届け出た。いずれは検使出役があるはずであったが、虎松の親類から「検使御免」すなわち内済願が出された。その理由は次の通りである。

（虎松は）独身もの御座候処、拾ヶ年来野地・野田・大貫其外近村相廻逗留相稼居、近頃剃髪いたし罷在候処全躰大酒仕候者、其上不服ニ茂有之定而酒ニ酔川端通候節落込候歟、又者永田辺之瀬渡候節ニ而も被押流溺死仕候もの歟与奉存候、聊怪敷儀も無御座、親類中始遺念之義毛頭無御座候間、何卒御検使御用捨被成下候様親類村役人連印を以願出候。

すなわち、虎松は独身で一〇年来野地・野田・大貫各村ほか近村を廻り農作業手伝いなどできらしてきた者であること、近頃剃髪して大酒呑みであったこと、おそらくは酒に酔い川端から落ち込んだか、瀬渡時にでも押し流されて溺死したと思われることなどを挙げているが、故人を悼み嘆く気持ちは感じられない。溺死について何ら疑わしいことも無く、親類中には遺念が全くないので検使出役を用捨してほしいと願い出ている。

郡奉行から提出された内済願を御用部屋で協議したところ、惣身無疵で溺死に間違いないので願い通り検使御免を聞き届けることに決定した。郡奉行にはその旨申し渡すよう指示がなされ、提出された書面は書留められて郡方へ差し戻された。

所帯も持たず大酒飲みだったことから、溺死した虎松は親類中

では問題児であったのかもしれない。事件の報告と内済願は郡奉行から御用部屋へ提出されており、御用部屋では疑念を抱くこと無く検使御免を決定している。

このほかにも同じような事件が文政二年四月にあった。祝子村の七之助が城下板田橋から転落し溺死した事件である。親類中からは、七之助が日雇稼ぎ者で大酒呑みであったことを理由に、「全ク町方ニ而大酒いたし、不計入水致候ニ相違無之」と決めつけ、「何ぞ怪敷義毛頭無御座」ことと「親類共遺念之筋茂無御座」と明言し、検使出役御免を願ひ出て許可されている。犯罪性が薄い場合は、親類たちの訴願から広く内済が認められていたことがわかる。

一方、検使出役となった溺死事件についてみてみよう。

〔事例〕

文久元年十月、祝子村内大野川で女の溺死体上がり、村役人から報告を受けた郡奉行は御用部屋へ報告し、検使出役がなされた。検使の尋問に対する村役人たちの口上書は次の通りである¹⁰。まず、遺体発見者で同村で船運搬業を営む傳藏は次のように供述している。

私儀兼而船乗稼仕、去ル十七日桑平江炭積ニ罷越、夕刻帰掛り大野川旧卜川尻深ミ之所江怪敷躰之者沈居候を見受候得共、何分暮合之事故見定茂不出来候ニ付、其段早速佐野門弁指元江申届候処、弁指渡部弥右衛門一同罷越見届可申段申聞候間、直様右之場所江一同罷越見候処人躰之様子ニ付、番手附置其段庄屋元江弁指同道罷越申届候儀ニ御座候

候ものニ而も御座候哉、心当り之儀毛頭無御座」と断言している。

検使は村役人たちから口書を取って引き揚げ、事件の詳細は郡奉行から御用部屋へ報告された。

(二) 焼死

火災による焼死体は「変死」であり、原則として検使が出役した。いくつか事例をみてみよう。

〔事例〕

安政五年十一月二十一日朝五ツ半頃、北方村蔵田門百姓勇右衛門宅から出火し、居宅が全焼して勇右衛門父宝右衛門（八四歳）が焼死する火事があった¹¹。事件は村役人から代官所へ通報され、代官所から郡方へ報告があった。郡奉行が御用部屋へ伺い検使出役が命じられた。検使として徒目付と代官が派遣されて、現場検証と宝右衛門の死骸改めが行われた。検使により勇右衛門への尋問がなされ、二十四日付で口上書が作成・提出された。

勇右衛門は高二右九斗余を所持する小百姓で、家内五人暮らし。父宝右衛門は二四年以前に眼病煩い、薬用効果なく七年前より盲目の上老衰にて耳聞こえず、近來は「中気心」で座内歩行もできないため、二畳敷の部屋で寝起きしていた。

二十一日は夫婦で家萱伐のため萱場で作業していたが、居宅出火の知らせを受けて驚愕し馳せ帰ると、すでに家全体に火が回っており近づくこともできなかった。西風に煽られた火は隣家源次郎宅にも飛び火して全焼させ、父宝右衛門は「首からた手足別々ニ成り居、骨夫々焼残り居、其外焼失セ姿不相識、手足爪等も見出不

十七日夕刻、傳藏は仕事帰りに大野川の川尻深みに溺死体と思われる物体があるのに気付いたが、日暮れのため見定めることができなかった。傳藏は佐野門弁指渡部弥右衛門に届け出、連れだつてその場所に行き溺死体と確認した。番手を置いて、傳藏と弥右衛門は庄屋元へ事件を届け出た。

弁指渡部弥右衛門の証言は次の通りである。

去ル十七日暮合頃尾崎傳藏与申者参り、前段之趣申聞候付早速傳藏一同罷越見候得共、何分暮合ニ而見定不出来候得共人躰之様子相違無之候間番手附置、傳藏同道庄屋元江申届候処、最早夜ニ入候間村中代り々ニ番付差配ニ相成、一昨十八日早朝庄屋工藤利兵衛弁指見付人傳藏私同道罷越見届候処、溺死女ニ相違無御座候段御届申上候儀ニ御座候

同日暮れ時に尾崎の傳藏から届けがあり、直ちに駆け付けて確認したところ何やら人体に違いない旨を庄屋元に届けた。夜になったため村中交代で番手をさせた弥右衛門は、早朝に庄屋工藤利兵衛・傳藏とともに現場に行き、溺死体と確認して役所に届け出た。

遺体の身元について、川島村今朝助の姉ではないかということ、川島村役人に知らせたところ今朝助と親類がやってきて確認したが、姉ではないことがわかった。

庄屋の証言に対して検使らが、溺死体に関して「心当り之儀者勿論、生所并怪敷風聞等及見聞候儀者無之哉」と再尋問したのに対して、庄屋らは「生所其外怪敷風聞等承および候儀曾而無御座、如何様之儀ニ而右及始末候哉、定而右最寄溝瀬ニ而過而溺死いたし

申候」状態で発見された。勇右衛門は「不具老衰仕居逃出道出来兼、終ニ焼死候儀ニ可有御座、外ニ心付之儀も無御座候」と証言している。

検使からは、以前に喧嘩口論等して意趣遺恨ある者の仕業ではないかと尋問されているが、勇右衛門は「私家内中親類之者迄遺念之筋毛頭無御座候」と答えている。また父親の扱いについて、「成丈大切ニ仕候心得を以」て接したことを強調している。

検使は百姓惣代の常太郎と藤助に対して、「勇右衛門儀、老父取扱不行届所より争ひ事杯いたし、死候方可然と心得違自分火を付焼死候敷、又は勇右衛門江意趣遺恨ニ而茂有之、怪敷者之仕業等ニ者無之哉」と尋問しているが、彼等は「老父取扱宜、家内ハ勿論村方突合睦敷」と全面的に否定し、「全理火飛散自然燃立」と失火を主張している。類焼した隣家源次郎も同様に答えており、「火元ニ対シ遺念之筋聊無御座候」と断言している。

火災により焼死人が出たにもかかわらず、検使出役が免除された例を挙げよう。

〔事例〕

元治元年十一月十三日、土々呂村市五郎妹たひ（一一歳）と新平娘やす（一三歳）が、田中屋傳左衛門の干鯛番小屋に泊まっていたところ、四ツ時頃に小屋から出火した¹²。村人らが駆け付け消火に勤めたが、西風強く小屋は全焼してしまった。二人の子供は小屋より一、二間脇へ丸裸で這い出ているところを見つかり、早速連れ帰り医者にみせたが、翌日晩方死亡した。親類中が立会い死骸を改めたところ、「惣身火ふくれ」になっているだけで、特に「怪敷

存候疵所」はなかった。おそらくは燃え上がった火勢に戸惑い狼狽え、火に吞まれてしまったと思われた。

市五郎と新平および兩人親類たちは、「何ぞ怪敷儀者勿論、外ニ心附之儀も無御座、就而者傳左衛門者不申及、村中ニ対遺念之儀毛頭無御座候」ことを明言し、検使出役御免願を同村庄屋・弁指に対して差出した。

死骸改めに立ち会った庄屋・弁指らからも、「疵所等も無御座、何ぞ怪敷儀も相見不申」ことを証言して、代官所へ検使出役御免を願出した。代官所から郡方、郡奉行から御用部屋へと伺いが出された結果、検使出役御免が認められた。

二例の場合、検使出役と出役御免になる基準は何処にあったのだろうか。証言に依れば双方とも失火が原因であり、違いは被害者の死骸ぐらいである。すなわち宝右衛門の死骸は現物がわからないほど破損が甚大であり、たひ・やすの場合はまだ医師にもみせ介抱もされて翌日死亡している。存命中に介抱したことに加え、「疵所等も無御座、何ぞ怪敷儀も相見不申」ことが明言できるかどうかの違いだったようである。

(三) 精神錯乱

江戸幕府刑法では、普通殺人は原則として下手人の刑を免れなかったが、例外的に精神錯乱や軽過失・正当防衛による殺人ないし傷害致死は被害者側の宥恕により刑罰が軽減された¹³。「上昇」「乱心」と表記される精神錯乱による殺人や自死・自傷に対して、藩権力はどのように対処したのであるか。「昇気」により自傷し

た事例を示そう。

〔事例〕

嘉永七年六月二十七日、高千穂郷七折村船尾門の今朝七弟務惣治が、出稼ぎ先の南方村舞野門萩合の大平山仕込小屋で、自分の咽喉を小刀で突き刺すという事件を起こす¹⁴。事件は直ちに同門弁指元に通報され、村役人や小前たちが駆け付け、務惣治に葉を処方するとともに医師も呼んで介抱させた。務惣治は意識もすっかりしており、どうやら「上昇之躰」での行動とみられた。村役人らは出身地である船尾門へも知らせたところ、親類・村役人らが来て一同に務惣治の疵を改めた。

親類たちが事情を聞いたところ、「喧嘩口論者勿論、遺恨等差含候筋者毛頭無御座」という。さらに務惣治は、「同日昼飯後迄ハ常躰ニ罷在候処、其後不計発中ニ罷成、疵口之痛ニ正気付、乍我驚入候筋ニ而此俾相果候而も毛頭残念無御座候」と答えている。務惣治の父親や親類・組合頭・弁指らは、今回の務惣治の所業が「全取昇候より前段之及始末候儀ニ付、警死去仕候共当人親類共遺念之筋決而無御座」ことを確認して、南方村大庄屋に対して検使出役御免願を提出した。

大庄屋は郡方へこの願書を届け、郡奉行は御用部屋へ検使出役を伺ったところ、協議の末「同人者勿論親類共聊遺念之筋も無之趣」を認めて検使出役御免を決定し、郡奉行に願書類を差し戻した¹⁵。このように、精神錯乱による自死・自傷事件では検使出役御免願が出される場合が多く、そのまま認可されることも少なくなかった。

〔事例〕
文政十二年五月、城下中町乙名平次郎は、自害した娘に対する次のような出役御免願を町奉行所に提出している（検使御免願書）。

一私二女くに儀、当丑二十歳罷成候処、先達而より上昇気味合御座候ニ付、早川宗喜治様薬用仕居候内、四五日以前より快方ニ罷成、家内も少々安心仕心を放罷在候処、昨夜裏口ニ而うめき声聞へ候ニ付驚欠付見候得者、刺刀ニ而咽喉江疵付相臥罷在候ニ付、早速掛合宗吉様江申上候処、深疵ニ而御越無之内及死去候、全上昇乱心之儀ニ而外ニ毛頭意味合無御座候、何卒以御憐愍御検使御免被成下候様奉願上候

中町乙名

願主 平次郎 印

町御奉行所

町奉行から提出された願書を協議した御用部屋では、「上昇乱心」による所業と認め、検使出役御免を認めた。願書には、「兼而上昇之気味御座候而、乱心同様ニ罷成候」「全取昇候儀ニ茂可有御座」など本人が乱心であったことと、親類は「聊遺念無御座候」「毛頭遺念之筋も無御座候」ことが明記され、町村役人がそれを証明する形で作成・提出された。

しかし、「上昇」による自死・自傷であっても、検使出役がなされた事件もある。

〔事例〕

安政三年正月十六日、高千穂郷三田井村郷足軽興梶弁太宅にお

いて、「上昇」した弁太が妻を脇差で切りつけ、自身は刀で切腹するという事件が起こった¹⁶。弁太の相役で隣家に住む郷足軽小頭興梶栄蔵によると、事件のあらまは次の通りである。

正月十六日、栄蔵は弁太とともに近所の祝事に招かれ夜五ツ半頃に帰宅した。程なく弁太の娘が、母親が父親に切られた旨知らせに来たので驚いて駆け付けたところ、母親は庭先で血だらけになり助けを求めている。一方弁太は刀で腹を切り、これまた血まみれであった。近所から住人が集まり介抱し、翌十七日朝に宮水役所へ事件を届け出、医師を呼んで療治を頼んだ。なおこの時点では弁太・妻の疵の程度、持病の有無等が不明であったのか、村役人および親類から検使出役御免願は出されてはいない。宮水代官は郡方へ報告し、郡奉行から知らせを受けた御用部屋では検使出役を決定して御徒目付を派遣した。

検使は村役人を立会わせて弁太・妻の疵所を改め、事情聴取を試みたものの、兩人とも苦痛に呻き受け答えができない状況にあった。そこで弁太の相役栄蔵への尋問となり、栄蔵は弁太家は無和では無く妻の不行跡も聞いたことが無い、家内はたいへん睦まじかったと答えている。さらに弁太に変わった様子は無かったが、弁太が帰宅したときに妻が留守だったことに立腹して「全ク取昇」の結果であること、弁太は事件については覚えていないことを証言した。検使は、弁太夫婦を村役人親類中へ預けて養生させ、容体は折々宮水役所へ報告するよう命じて引き揚げている。

弁太の自他傷一件は、前述の務惣治の場合とどのような違いがあるのだろうか。いずれも「取昇」すなわち精神錯乱による事件で

あることは間違いない。異なるとすれば怪我の程度くらいである。務惣治の場合は言舌が可能な程度の疵であり、村役人や親類の尋問にも答えることができ、彼等による「疵改め」が可能であった。一方の弁太は苦痛に呻き返答もできない深手であったため、万一の場合を考え検使出役を願い、検使の面前で疵改めがなされたものと考えられる。実際、治療に当たった医師の水竹正甫は、「施療時刻を経候故、亡血者勿論日々衰弱相見申候、唯今之容躰ニ御座候ハ、助命之程無覚束被存候」と答えている。

次に、本人が「とりのほせ」で縊死し、親類らが検使出役御免を願ったものの、藩が不許可にした事例を示そう。

〔事例〕

芸州豊田郡大崎嶋東野村松次郎の船宝寿丸は、安政四年七月二日に国元を出帆し、同十一日に川嶋村の東海湊へ入津した¹⁷。定宿の高見利兵衛宅で荷物の世話をしてもらいつつ、悪天候のためしばらく滞船となった。船頭松次郎は従来病身で、国元でも「とりのほせ」ることがあった。八月八日、松次郎は用事がある様子で上陸し、夕方になっても帰船しなかった。荷主と相談でもしているのだらうと水主たちは気にも留めなかったが、夕飯時になっても松次郎の姿が見えないため騒ぎになった。心当たりを探したが行方はわからず、姿を見掛けたという子供たちから「何歟怪敷血之よぶなるも」が道ばたにあったこと、そこには下駄が一足あったことなどを知らされた。松次郎の弟勘蔵や水主たちが周辺から山中まで探し回ったところ、翌日夕七ツ時頃になって平山峠の松枝に帯で首を縊った松次郎を勘蔵が発見した。勘蔵が声をかけたが答えは

は、人災の場合は原則として検使出役がなされた。しかし、天災の場合には当該地での現場改めと死骸確認のみで、検使出役御免願が出されることもあった。いくつか例を見てみよう。

〔事例〕

文政十一年七月二日、大雨が続いた高千穂郷山裏村上組奥村で大規模な山崩れが起こり、住人甲斐奥右衛門の妻・倅九兵衛・伊之吉、同人家内のけさ・義藤次、それに豊後山師新八の計六人が犠牲になった¹⁸。死骸はすぐには発見されず、村役人は取り敢えず宮水役所へ届けた。役所からは勘定人が出役して見分が行われ、このうち九兵衛・伊之吉・新八三人の死骸は現場から発見されたが、そのまま放置すればまた崩れそうな場所であり、大岩も各所に落ちかかりそうであった。死骸は土中や川中に埋まったものを掘り出したため破損が著しく、「何れも皮肉腐り居あつかひも相成兼、臭気甚敷」、山犬も多い山奥ゆえ番手も置けない状況であった。残る死骸は村方総出で探すものの発見できなかった。極山奥で軒数も少ない小村のため搜索は難航しており、村役人たちは炎暑でもあるため一日も早い解決を求めた。

身内の甲斐奥右衛門と親類、組合頭・弁指および同村庄屋は、「何れも天災ニ而相果候者共ニ而、何ぞ怪敷筋無御座」こと、「勿論双方遺念之義毛頭無御座」ことを願書に明記し、検使出役御免を宮水役所へ提出した。また犠牲者のうち新八は隣藩岡藩領の者だったため、親類から「天災之儀御座候得者、何ぞ御村方へ御難題等可相懸筋無御座、勿論遺念之儀少も無御座」という一札を取り、庄屋から宮水役所へ願出た。

無く、「耳の下夕に切疵」があったものの目立った外傷はなかった。すぐに船宿まで運び介抱・投薬など施したが、夕六ツ時過ぎに落命した。

勘蔵や水主および船宿高見利兵衛たちは、松次郎が「喧嘩口論等仕候儀ハ勿論、外ニ怪敷儀も承り不申、全とりのほせ申候而右始末ニおよび候儀ニ可有之」、さらに「勘蔵附添看病罷在、同人者不及申、乗組水主共遺念之筋毛頭無御座」ことを理由に、検使出役御免を取りなしてくれるよう帆別改役人に願出た。願書は船手方役所および郡方役所宛に出され、十日夕刻に船手方掛合吟味役と郡奉行から伺いが御用部屋へ出された。これに対して御用部屋では協議がなされ、「疵所も有之」ことを理由に検使出役御免願を却下し、船手下役・代官・御徒目付の出役を命じた。

十三日に検使出役がなされ、死骸改めの結果「遺念無御座、全前段之通逆上いたし精心取乱、右之及始末相果候儀ニ可有尾座」ことが確認された。検使たちは勘蔵からも「全く兼而之疴症相発、精心取乱不計心得違仕候儀ニ可有尾座候、変死ニ付而者聊遺恨ニ存候筋毛頭無御座候」¹⁸と認めた一札を取り落着となった。

他領船でもあり、精神錯乱が原因であれば検使出役御免となる場合が多かったが、「疵所も有之」ことが出役の決め手となったことに注意したい。検使出役御免となるには、死骸が無疵であること、すなわち「変死」でないことが条件であったのである。

(四) 事故・災害

不慮の事故により死亡もしくは傷害を受けた場合の検使出役

宮水役所からの願書・一札は、一〇日に郡奉行から御用部屋へ出されて協議された結果、検使出役は免除され、「勝手次第取置」ように沙汰があった。なお新八の死骸は岩戸村泉福寺へ依頼して、最寄りの墓所へ埋葬された。事故の第一報で宮水役所から勘定人が出役し、村役人ともども状況見分を行っていることから、現地の宮水役所が天災事故と認定したうえで、主体的に城下からの検使出役御免を願出たものと考えられる。

〔事例〕

安政四年七月十四日夜九ツ頃、降り続いた雨により高千穂郷岩井川村松野木門で大規模な山崩れが起こり、要吉居宅が三〇〇間程下の大川筋へ崩れ落ちた²⁰。この山崩れで、当主の要吉とその妻、旅人の肥後矢部横野村善八郎、天草筋又平、国所不明竹十郎・同人妻・娘、江州筒井村木地山師平兵衛らが行方不明となった。すぐに村人らが駆け集まり周辺を搜索したが見つからず、「何レ満水之処江崩込候儀ニ御座候間、流失溺死仕候哉難計」として、十六日付で宮水役所へ届け出た。災害から二日経つのは、捜査が難航したことに加えて、要吉に「生所不慥成旅人共留置候段者重畳奉恐入」という事情があったものと思われる。役所からは宮水勘定人が出役して調べがなされた。

流された者のうち、善八郎と又平は五〇間程下に落ちたところから自力で這い上り、竹十郎の娘も木の根に引掛かっているところを発見されて救助された。十七日夕方に竹十郎の妻、翌朝には要吉の死骸がそれぞれ発見されたが、要吉の妻と旅人竹十郎、それに山師平兵衛の死骸は発見されなかった。勘定人の報告は次の通

りである。

〔前略〕右之通見分仕候処、見出候死骸之儀者前ニ茂候通手堅番手為付置、善八郎・又平・竹十郎娘江者薬用其外共世話いたし候者是亦為付置、〔中略〕然ル処此上御検使御見届等請候而者一統難渋茂仕候趣ニ相聞、誠ニ天災ニ而不慮ニ相果候者共ニ御座候得者、外ニ入割怪敷筋少も相聞エ不申上、其上末夕三人之死骸見出不申、村中惣立ニ而毎日相尋何れも当惑仕居、且相果候旅人共之儀所縁者無御座候得共、連合之儀ニ付可相成御手数薄ニ御聞済被成下候様国蔵・善八郎・又平相歎居候趣ニ相聞時分柄之儀ニ茂御座候旁、見出候死骸之分一日茂早ク取片付出来候様相成居候ハ、村方一統相悦び候儀与奉存候

勘定人の現場検証では災害が原因の事故であり、行方不明者もまだ見つからないが、検使出役による見分は難渋であるとしている。当事者および宮水役所からの願書は郡方から御用部屋へ出され、協議により検使出役御免となっている。

不慮の災害の場合、行方不明者の捜索や取り調べは村方および現地役所でなされ、役所が天災と認定したうえで役所から検使出役御免の願書が出された。特に夏場の災害は死骸の損傷が激しいため、死骸の確認や埋葬など早急な措置が求められ、城下からの検使出役は回避されたのである。

〔五〕行き倒れ・急死

親類や村役人たちから無疵で異変の無い証明と御免願が出されると、検使出役御免が聞き届けられる場合があった。一方それ

証明できない場合は検使出役となる。

〔事例〕

文化九年四月三日、芸州大崎浦久松の四人乗り小船が難船したが、幸い怪我人も船の破損も無かった²⁴。船頭や船宿らからは、藩への届け出は免除してほしい旨、汐坪番所詰口屋目付から船手下役へ内願が出された。また方財島庄屋からも同様の願書が出されたため、郡奉行および大目付から御用部屋へ伺いがなされた。御用部屋では、他領船の事故であり、怪我人も船の破損も無く、「何ぞ怪敷筋茂無之、先例も有之」として出役内済を聞き届けた。但し、難船であるため船手下役を一人差出させ、万端取り計らうよう大目付へ命じている。

〔事例〕

文政元年四月二日、南方村小峯門で諸願成就の人形芝居を興行していた豊後杵築の戎屋傳之丞一座のうち、京太郎という人形使いが急病で倒れた。座中者はもとより村人らによって介抱・投薬がなされたが、京太郎は養生叶わず死亡した旨大庄屋から郡方へ届けがあった。しかし京太郎の弟や伯父など座中一同は、「私共付添罷在介抱之上及落命候儀相違も無御座」ことを証言し、内分の取り計らいで検使出役御免を願いだした。郡奉行からその旨の報告を受けた御用部屋で協議した結果、他領者であることに加えて「近親も付添看病之上病死ニ相違も無之趣」を確認して、検使出役御免を認め郡奉行へ願書を差し戻している²⁵。

行き倒れの者が道心や非人体であれば、どのような対応がなされたであろうか。

〔事例〕

文政五年七月、恒富村出口門権現森で重病の貧道心体の者がいるのを村方の者が見つけ、飯等を与えたが程なく死亡した。非人たちに死骸を見せたところ無宿の乞食に間違いないということになり、「上方御苦勞相成、村方厄介ニ相成候儀氣之毒」として、村役人たちは非人たちに死骸を取り片付けさせた。後で藩から沙汰があれば非人頭が出頭して説明するよう指示し、その旨を郡奉行へ届け出た。道心体の者であったため、郡奉行は寺社方へ相談したうえで、御用部屋への上申はせずに済ませているが、奉行らは念のため非人頭から経緯を町同心小頭まで届け出させている²⁶。

〔事例〕

文政四年十二月、三輪村に通るかかりの旅非人が重病となり病死した。同村の非人たちが病人を世話をした関係もあり、死骸を片づけたい旨村方へ申し出があった。村方より郡方へ伺いがあったため、郡奉行が御用部屋へ上申したところ、同村非人たちが死骸を片付けた事について「不苦候段」の下知が村役人へ伝えられた。但し、郡奉行は御用部屋への「伺」ではなく、「三輪村非人取片付致候旨申達候趣」、すなわち事後報告にすぎないとしている。非人・道心体の者たちの行き倒れ・急病死の場合、村方非人が世話し死骸は片付けることが、御用部屋への上申無しに郡奉行によって処理されていたのである²⁷。

〔事例〕

嘉永五年四月、宮崎郡下北方村の善正房が四国八十八ヶ所巡拝中豫州小松嶺新居郡上嶋山村で病気になる、同所より宿継ぎで日

向国に戻った²⁸。岡富村から恒富村へ継ぎ送られたが、途中で病気が重くなり同村が受取を拒否したため、城下北町に留置かれた。同町乙名・別当らが病人を改めたところ、息絶え絶えであったため医師に診せたが服薬もできない状況であった。町役人たちは番手を付けて介抱したが、一日夜養生叶わず落命した。善正房が往来手形を所持していたため、身元はすぐに判明した。

北町役人から町奉行所へ届けがなされ、翌一日朝、町奉行から御用部屋へ伺いがなされた。御用部屋で協議したところ「往来證文茂致所持居候得共、紛敷趣も相聞候付」ということで、検使出役となつた。翌日、徒目付雇・寺社下役頭取・町同心小頭らが検使として出役した。善正房が所持していた往来手形は次の通りである。

往来手形

一日州延岡内藤備後守領宮崎郡下北方村 善正房
右之もの代々禪宗拙寺旦那御座候処、心願ニ付今般四国八十八ヶ所為巡拝罷出候間、御関所無相違御通可被成下候、若行暮候節者一宿被仰付可被下候、万一病死仕候ハ、其所御作法を御取置可被下候、其節国元江及御届不申候、為後日仍而一札如件

嘉永四亥五月日

同国同所禪宗

諸国御関所

観音寺 印

御役人衆中

検使たちは善正房が「惣身無疵にて全病死ニ相違茂無之、何ぞ怪敷筋無之」²⁶ことを確認し、医師からは容体書を取って死骸改めを

終えた。往来手形には、病死した場合その土地の作法に任せて埋葬するよう書かれてはいるが、善正房の遺体は下北方村へ引き取られることになった。手続きが済むまで塩詰めしたうえで仮埋めされ、遺品は町役人預りとされた。善正房が往来證文を所持しており、旅先から宿継ぎがなされて帰国した者であることから、検使出役が必要と判断したものと考えられる。

〔事例〕

文政十一年二月四日、豊後速見郡山崎村（延岡藩領）茂助の女房が、宮崎郡生目八幡宮へ参詣した帰り伊福形村で発病し、茂助の介抱にもかかわらず病死した²⁷。夫茂助は「付添介抱いたし、病死ニ相違無之」として検使出役御免を願ひ出た。また女房の遺体は国元に引き取りたいという茂助の願ひもあり、宿継ぎで国元に送らせたい旨を村方より郡方に願ひ出た。翌日郡奉行が御用部屋へ伺ったところ、「茂助義御領分ものゝ義、附添介抱いたし病死ニ相違無之」²⁸として、既に病死しているため宿送りは認めず、遺骸は伊福形村の寺に埋葬すること、検使出役は用捨する旨を郡奉行に下知した。郡奉行からの指示を得た村役人は、茂助から庄屋宛の願書に庄屋奥印を捺して提出させ、寺から寺社方へ届出がなされた。茂助から死骸は同村永覚寺へ葬送したい旨願ひが出され、郡奉行が御用部屋へ伺い、協議の後許可されている²⁹。

（六）相対死

〔事例〕

慶應三年七月に起きた高千穂郷下野村上組門富高金吾の甥清弥

宮水役所から検使出役御免願を受けた郡方役所では、郡奉行が御用部屋に伺ったところ「変死」とされて、村方の意に反して御免願は却下され、御徒目付と高千穂代官の出役が命じられた。一三日、検使たちは富高金吾・福太郎およびその親類、百姓惣代・五人組合頭惣代・弁指・庄屋を立会わせて、精弥とたよの死骸見分が行われた³¹。

当村上組門百姓

富高金吾甥清弥 当刈二拾一歳

一咽喉右より左ニ掛ケ突切疵壹ヶ所

但、長三寸深疵与相見八針縫有之、其外疵所無御座所々血

付居申候

同村同門百姓

福太郎妹たよ 当刈十八歳

一後襟毛際ニ左之耳際迄横疵一ヶ所

但、長三寸五歩深疵与相見九針縫有之

一咽喉横疵貳ヶ所

但、長三寸同貳寸五歩深疵与相見六針与五針縫有之

一左耳下夕突疵一ヶ所

但、深疵与相見一針縫有之

右之外疵所無御座候、惣身所々血付居申候

一相用候脇差無銘身長鏢元より壹尺六寸六歩、此拵切羽鍛銅

地減金縁鉄頭赤銅鐔鉄目貫銅地減金一方龍一方草龜蛟干切

柄糸黒鞘黒塗下緒木綿真田黒色柄鏢身所々江血付居申候

但福太郎始参見候節兩人倒レ居候間タニ有之、鞘者少シ

と同門百姓福太郎の妹たよの相対死事件³⁰をみてみよう。

七月九日明六ツ時頃、同組音三郎の親為五郎が目覚めると、谷向東泉庵の方から「怪敷呻り聲」が聞こえる。音三郎を起こし隣家の定治を誘い様子を見に行かせると、そこに福太郎が通りかかり三人で現場に赴くと、疵付打臥せている精弥とたよの姿があった。側には焼酎が入ったよきり（竹筒）と盃があり、兩人とも悶え苦しんでいた。三人は仰天して介抱しながら事情を聞いたが答えることはできなかった。村人たちは「兩人共養生差加候ハ、万一助命ニも可相成」と医師を呼び、双方の親類に知らせるとともに村役人方へも届け出た。

早速親類や村役人たちが駆け付け、疵所・容体を調べ介抱していると医師も到着した。医師は陽が当たる所では治療も出来ないとして、最寄りの音右衛門宅に二人を運び医療看病を尽くしたが、たよは今晚に、精弥は翌朝落命した。

相対死に至った経緯については、双方が何も語らないまま死亡したため詳細は不明であったが、村内の噂では兼ねて二人は密通関係にあったようである。二人とも前日の様子に変わりは無く、家内も全く気付かなかった。結局は、「兩人共年若、前後之弁へも無之、色情より事起覚悟之上相対死いたし候」ということになった。二人には医療介抱も尽くし、「双方共意趣遺恨等更ニ無御座」ことを明記して、富高金吾・福太郎ほか両家親類惣代・双方の五人組合頭が連印して、検使出役御免を取りなしてくれるよう一日付で庄屋・弁指宛に口上書を提出している。これをうけて庄屋・弁指は、内容を証明して連印し、宮水役所へ差し出した。

上一段高キ所ニ有之、外ニ貳三合入之竹よきり一、焼酎少々残居猪口盃一右鞘一同有之、何も富高金吾方之品ニ而清弥持参仕候儀与相見申候

右之通私共立会御改被成候処相違無御座候、尤兩人共大造之疵ニ而右場所ニ而者療治出来兼候段医師江藤養貞被申聞、最寄音右衛門方迄連越療養仕候上同人方ニ而落命仕候ニ付、其俣親類組合番手仕居御見分受候儀ニ御座候、且又右兩人変死ニ付而者平日之身持其外心付之儀者無之哉、尚又御尋相成候処、掛之もの共銘々より申上候通相違無御座候得者、親類共者不及申上村役人ニ至迄外ニ心付之儀等更ニ無御座、聊遺念之筋毛頭無御座候段申上候処、兩人死骸之儀者追而御沙汰御座候迄仮埋仕置候様被仰渡奉畏候、依而連印仕一札差上申候、以上

慶應三卯年七月十三日

下野村上組門 福太郎

同人親類惣代 清太郎

同村同門 富高金吾

同人親類惣代 万蔵

同村同門宿 音右衛門

同村同門百姓惣代喜太郎

同 甲斐栄四郎

同村同門五人組合頭惣代 廣木清四郎

同 佐藤千代治

同村同門弁指 甲斐傳兵衛
同村庄屋 土持氏之丞
直井勝之助殿
塩團右衛門殿

咽喉を中心にした深疵が致命傷となっており、凶器である脇差拵の有り様、また、二人が生前に酌み交わしたであろう焼酎入りの竹よきりや盃などまで詳細に調べ上げられている。後述するように、相対死である明確な証拠が必要とされたのである。また、富高金吾以下各人ごとに事情聴取がおこなわれ、「何方江対シ候而茂聊遺念之筋等毛頭無御座」「畢竟私共不行届より不慮成場差配」ったことを明記した一札が一五日付で提出された。

親類中では相対死を不名誉とみなし、表沙汰にならないよう内済を強く働きかけ、村役人が内済にしている事例が報告されている³²。しかし、清弥・たよ相対死事件の場合は村方から出された検使出役御免願は却下され、検使が出役したうえで改めて死骸見分がなされている。確かに一〇日付で宮水役所に出された口上書には、死骸の状況については何一つ触れていないため、事件が相対死とは決めがたかったからだと思われる。延岡藩「検使心得書」では、相対死について次のように取り扱うよう規定している。

一 男女相対死之儀、相対之意味遺書等有之歟、其餘相対無紛証
拠於有之ハ、相対死之名目ニ取扱候而茂可然候得共、たとひ
男女同時同所ニ相果候とも外より殺し、相対之跡ニ致候哉
証拠無之時ハ、容易ニ相対之名目ニ者難取扱事

但、相対死之所役人・組合頭・百姓代等為立会候義ハ勿

た³³。他領引合事件が発生すれば、自・他領双方から検使出役があるため時間と費用がかかりたいへんな負担になった。他領者の関係する事件が他領引合事件として表沙汰になることを防ぐことが、内済が行われた理由の一つであった³⁴。

しかし、交通網の発達や物資の流通増大もあり、他領引合事件を回避するには限界があり、特に他領が入り組んだ地域では実際頻繁に他領引合事件が起きている。こうした現状に対して、藩はどのように対処していたのだろうか。

他領引合事件の取り扱いについて、藩は次のように規定している³⁵。

一 他領者ニ而茂一件掛り之当人ニ不当、聊之掛り計にて先々御領主并所役人等江引合ニ不及程之者ハ、場所掛り之役人為立合候而尋口上書其役人奥書印形、詰文言も不念之段者恐入候迄之者ニ而、場所一件落着之上ハ其所立退候様所役人より申渡候迄ニ可有之事

刑事事件でも、主犯格ではなく軽罪の場合は相手領主や役人には届けずに、当該役人の立会いだけとし、落着後はその地からの追放で済ませている。また、他領者が不慮に急死した場合については、次の通りである。

一 旅宿并道路杯ニ而病死
右 検使之上親類身寄之者有之於願出ハ、証文取之死骸引渡、
尤 検使御免ニ茂可成程之者ニ付、證文ニ病死相違無之、後日
所ニ難題相掛ケ間敷、聊異論無之段を認させ、其所役人江宛
テ役人奥書印形ニ而検使宛

論之処、男女家内他村之者有之節者、其先キ村役人等遺念為無之可為立会之処、遠郷ニ而見分之間ニ合不申候ハ、場所掛り之立會計ニ而見分致、追而遠郷之役人等着候ハ、見分之次第一通り為申聞、同心差添死骸見分致候様可申談、若飛地等各別之遠郷ニ而役人着迄死骸片付相待候筋ニハ無之候暑分ノ取扱都而此遠郷取扱ニ準ス為其上より検使御差出之事ニ候間、場所吟味之落着候ハ、遠郷役人等不着候共死骸片付之儀者及沙汰、口上書も場所掛り之村方より可取、追而着候ハ、前段之口上書一段見為致、別ニ一通り之口上書取扱候而可然時義も可有之事

男女相対死が、本当にそうであるのかの証拠の有無を明確にするなど、藩はその取り扱いにかなり慎重であったことがわかる。相手が他村者であった場合は必ずその村役人を立ち会わせること、遠郷で立会いに間にあわない場合は当地村役人だけで見分を済ませ、参着後に見分内容を伝え死骸を改めるよう決めている。相対死はあくまで「変死」であり、確かな決め手がない場合は検使出役がなされ、徹底した死骸改めが行われたのである。

二 他領引合事件

(一) 他領引合事件に対する藩の規定

刑事事件に際して検使出役がなされると、その負担は藩権力と在地の双方に存した。徒目付は鍵持と中間を、代官も鍵持と草履取を従えて出役し、在地から駕籠夫・伝馬・村宿・村賄を調達し

一 右之外、他之者死骸ハ場所検使相済候とても、生所御引合ニ相成候類者差而入組之筋無之候而も、引合片付迄者たとひ親類身寄より願候とも難被下、尤殺され候者之在所内済之手続ニ趣候共、相手之方生所引合ニ可成振合之節、何れ茂死骸ハ塩詰置昼夜番人可申付事

検使出役のうえで、親類が願ひ出たならば証文を取って死骸を引き渡すが、検使御免すなわち内済になれば証文に病死に相違無いこと、後日難題を掛けないこと、少しも異論無いことを明記させて役人の奥書・印形し、検使に差し出すこととしている。また、死骸の検分が済んでも、生所引合になった場合は紛糾しなくても解決までは死骸の引き渡しはできない。さらに被害者の在所内済手続きがなされても、相手の生所引合になりそうな時は、死骸は塩詰めにして番手をつけるよう命じている。

他領引合事件でも、大名領と幕領ではその対処法が大きく異なっていた。大名領者への対処法は次の通りである。

一 先方私領右躰之節、先方役人参着迄之取扱ハ御料ニ同様、死骸疵所見分并尋筋之儀茂、此方一々之筋ニハ候得共、他領之者江御領内之もの悪事をなし候筋ニ候ハ、先方江吟味為致、此方役人ハ立合之心得、強而辞退有之候ハ、場所御領内之儀、殊ニ其時義も前以及見聞候事候付、一同吟味之心得にて可然、又他領者より御領内之者被殺被疵付候節ハ、先方役人より此方江吟味相談候由対談も可有之、一応之謙退可然候得共、強而辞退致候筋ニ者有之間敷、此方にて主取吟味候節者聊無洩様相糺、先方役人存寄有無を

問、申分於無之ハ口上書外不手問取様取調為致、右ニテ□□志も無之由候ハ、双方検使宛ニメ口上書取之、尤双方江請取候事ニ付、都而式通ツ、可取之

一他領者死骸者其在所江可引取事ニ候得共、遠国等に而此所江葬度先方役人対談、下モ方よりも於願出者、前ヶ条取しむ頼之證文等取之為取置可申候

一口上書宛所之儀、私領同士筆上筆下等譲り合候様成儀も可有之候哉、是者事之趣ニ不拘双方御領主様ニテ見肩書致候儀ニ付、御領主之御極合を以筆順相極可然之事
一私領同士之一件、雜費療治代等追而先方より贈り来候ハ、伺之上請可申、勿論委細仕向來候趣早急其筋之役所江申出候様、兼而可申付置事

一他領之者同士御領内之異変他領ニヶ所立合□□ハ、於此方地所ニ掛り候計之訳ニ候得共、多年御領内江入込居候歟、又者止宿迄之事歟何れ所ニ掛り候事、別而人家ニ而之儀ハ猶以検使吟味筋之儀、他ニヶ所之役人達而□□と申候ハ、場所掛り之事ニ付□□吟味之様引合ニおよび置、取調方等主取相心得候様可然事

但、場所御領内之事ニ付、御領内之者不拘筋先ツハ無之事候処、一件素乱ニ寄他領より疑心之程も難計候得ハ、立合尋と者乍申、吟味手難キ方ニ候而者対先方不宜候間、吟味方手堅く無用捨糺し□□□、右之節如何様共動弁相付候儀ハ兎も角も之事

他領者の死骸の引取・埋葬、口上書宛所、雜費・治療代などについて

当之次第可申向、然ル上立合検使之振合等ハ御料役人よりの差図次第二而、此方出役より之差図ハ難相成、口書下仕組之儀私領役人調へ置候連茂、御料役人ニ而者取用ひす候極有之由及承候付、都而御料役人手工ニ而仕立、相談等有之節添削ハ難致候得共、意味違之筋等ハ不及斟酌ニ及熟談可然事

但、町在共ニ口書認候筆者之義、一件掛り之人数ニ茂寄候得共、両三人も心掛置紙筆等用意掛り之者印形等もしらへ置セ可申事

幕領役人の旅宿は藩が差配すること、滞在中の食事、検使のやり方は幕領役人の指図に従い、口書を調べていても幕領役人が採用しない決まりなので、意味違いの場合以外はすべて幕領役人の手で作成することになっていた。

一尋候席御料出張之役人者、此方出役与並居之筋に者無之、御料役を主ニ立、此方出役者末座江立合之心得ニ而罷出可然、尤罪人等申立最前内尋之節与相違之筋歟、又者御領内之者聊ニ而も取包、或ハ偽之筋等相聞候ハ、嚴重ニ聲掛明白申立候様可申付事

一死骸見分之節も右ニ準候心得ニ而可然、尤死骸取出取扱之儀ハ此方出役より申付、全躰入見分可申事
一検使相済候上罪人先方之手ニ而受取可連越対談ニ候ハ、可任其意筋ニ候得共、若此方より御陣屋迄差出呉候様対談之節、罪人一人ニ付警固足輕四人位手鎖腰繩竹籠ニ乗、途中取ノ役人差添ニ而差出候事

て細かく決められているが、吟味の主導権は加害者がどちらの藩の者かによって異なっていたことがわかる。
これが幕領者になると、引合にはたいへん気を遣うことになる。

一他所立合検使之事

御料之者を殺疵付候共

御料之者より殺疵付られ候共

御料之者御領内ニ而御領分之者を疵付殺候節召捕訴出、検使之儀者掛り之者一通り尋、口上之趣留書ニメ其趣急速三奉行所へ可申達、死骸取片付ハ難相成、尤御料之役所遠方候ニ而御引合数日ニ及候場所ニ候ハ、塩詰之手当留高御引合ニ候得者、時節ニ寄塩詰ニ茂及申間敷候、疵付ニ而候ハ、検使之節直様療治相掛可申候、相手之儀者何れも手鎖腰繩宿預、足輕躰番手付ヶ可申、右不取敢手当之筋御引合ニ茂申遣候筋ニ付、無等閑様可及差図事

領内で幕領者が領内者を殺害もしくは傷害した場合、検使により取り調べて口上内容を留書にして、三奉行に上申することを命じている。引合に時間がかかる場合は死骸は塩詰にして、加害者は手鎖・腰繩・宿預し、足輕を番手に付けるよう命じている。引合相手が幕領者であるため、くれぐれも等閑無きよう指図している。また、幕領役人が出役した場合は次のように取り決めている。

一御料役人出張之儀、旅宿杯此方ニ而差配、出張之上下村方ハ村願、町方ハ御分仕出願、何茂朝夕一汁二菜、下ハ一汁一菜、昼ハ上下共二汁一菜位着之上、検使出役之者罷出応対、一件内尋之趣当座手

但、御陣屋迄之内止宿等有之程之場所者、寝す次番茂有之事ニ付、足輕人数相増可申事、尤罪人昼夜介抱人繩取兼候者、御分より御差出之儀ニ候事

一御料之者を疵付或者殺候節、大躰右ニ準候得共、疵人養生之儀入念可申付、養生中其村方江難引取快気迄差置養生為致度対談有之節ハ可任其意、勿論介抱人等先方より差越居、万端先方ニ而可引受筋ニ候得共、御料ハ時義ニ寄医師之礼銀ハ不及申、諸雜費迄仕向不成事有之候而も、一件之根元御領内之者要事ニ候得者、雜費可請取候も難申向事、且相手之儀ハ早速入牢立合、検使尋之節者繩付ニ而差出候筋ニ候得共、吟味場所遠郷ニ而其場所吟味ニ極候節者、仮ニ揚屋躰之居所取捨、手鎖腰繩屋夜番人足輕警固之手当之事

一御料者之死骸見分相済居村江可引取之処、遠郷ニ付其場所江葬度村役人等同士之対談於申出者、御料村役人親類組合より此方村役人宛之願書、此方村役人奥書印形ニ而、此方出役宛ニ為差出、被御聞届候上にて頼寺江之證文右之振ニ準寺江為取、寺よりハ其趣を以寺社方へ願出、被御聞届候上にて葬らせ候事

尋問や死骸見分も幕領役人を主に行い、もし罪人を陣屋まで護送するよう頼まれれば、罪人一人に足輕四人程付けて竹籠で送ることになった。さらに、疵を負った幕領者が快気するまで村方で養生を希望すればその意に任せ、医者代・諸雜費の請求も出来ず、吟味場所によっては仮揚屋も造らねばならなかった。

こうしてみると、他領引合事件をできる限り内済で済まそうとする動機は十分にあったと考えられる。しかし、事件のすべてが内済されたわけではない。問題は、他領引合事件が内済される場合、どのような条件下でなされるかということである。以下、藩領と幕領での他領引合事件についてみてみよう。

(二) 他領（藩領）引合事件 〔事例〕

嘉永六年二月十六日、肥後藩領菅野尾手永方ヶ野村の圓蔵が、高千穂郷七折村大菅門で新田開き中に大怪我をして死亡した³⁶。圓蔵は同手永飯屋村の忠吉を誘い、七折村大菅門甲斐三郎助方で新田開き稼ぎを始めた。忠吉は不慣れであったため柴伐取に従事し、圓蔵は山上の石の上で作業していたところ、突然石が動き圓蔵ともどもずり落ちた。圓蔵は頭と腕に大けがをして意識が無く虫の息であった。他領者のため知り合いも無く、通りかかった三郎助女房に三郎助へ事件を知らせてくれるよう頼み、忠吉は圓蔵の介抱にあたった。村から三郎助をはじめ大勢の者が駆け付け、経緯を尋ねるとともに圓蔵たちが何者かを問い糺した。圓蔵たちは高千穂郷鞍岡村住人と偽っていたが、実は肥後領の者であると白状した。他領者の村内逗留は厳しく禁じられていたが、三郎助は「旁以驚人候得共、今更可致様茂無御座」と観念し、倅を弁指元へ届けさせた。圓蔵を自宅に運び介抱するとともに、庄屋元へも届けたが不在のため、筆者から事件を宮水役所へ届け出た。圓蔵に投薬したものの既に意識は無く、暮れ方に落命した。夜半になって医

師が来たが遺体を改めただけで帰った。やがて同心や郷足軽たちが出役して忠吉の取り調べがなされた。

村役人から事件の届けが出された宮水役所では、代官から郡方へ届けが出され、郡奉行は御用部屋へ検使出役伺いを出した。協議の末、徒目付と宮水代官が出役することになった。また肥後領との交渉は高千穂代官が行うよう命じられた³⁷。二十一日、検使として御徒目付と代官が現地へ出役した。忠吉を立ち会わせての圓蔵の遺体改めの後、忠吉への尋問が始まった。圓蔵が怪我で死亡したことについて、検使からは「村方ニ而取扱之儀ニ付遺念等之儀者無之哉」と再応詰問されたが、忠吉は「村方江聊以遺念之筋等無御座、遠方より御医師等茂御申受被下、彼是不輕御厄介罷成、御役方様ニ茂奉掛御苦勞候段恐入候」と答えている。忠吉のほか宿主の甲斐三郎助、大菅門百姓惣代源六、五人組合頭惣代健蔵らが検使から尋問され、「右怪我之儀ニ付外ニ心付之義無御座」ことを証言した。他領者を逗留させたことについては、検使より「旅人逗留之儀者兼々御沙汰も有之義ニ付、鞍岡村人別与申立候ハ、早メニ右村江掛合、同村人別ニ無之趣ニ候ハ、不慥成者ニ付雇入申間敷処無其儀留置不念」とされた。

他領引合事件であるため、「御双方御立会之上死骸御改被成咎」であった。宮水代官から肥後藩郡代所へ問い合わせたところ、圓蔵が肥後領分の者であることが明らかになり³⁸、生所村である方ヶ野村から村役人・圓蔵親類たちが来村することになった。しかし、肥後からの出役ともなればさらに五・六日かかるため「追々暖氣之趣、疵所等御見訳被成兼候様腐爛仕候程茂難計」として、ひと

まず延岡藩側検使役人による死骸改めがなされ、双方立会での改めは後日行われることになった。遺体は箱に入れて塩詰めのように仮埋めされた。

二十八日、熊本領菅野尾手永方ヶ野村から来村した村役人と圓蔵親類たちは、圓蔵の疵改めに立ち会い、翌日庄屋へ次のような願書を提出した。

肥後熊本領菅野尾手永方ヶ野村圓蔵儀、仮屋村忠吉一同日雇為稼御当所三郎助与申仁方江参田開働いたし居、圓蔵儀去ル十六日石仕出之節山上より石一同ずり落致怪我候処、早速御医師御掛被成下、御手厚御介抱被下候得共、疵所大造ニ而終ニ相果候ニ付御掛合ニ相成、私共罷越御立会死骸相改候上、御引渡被下受取申候、右相果候ニ付而者何そ怪敷筋等無之、御村方并三郎助方江聊遺念之筋等無御座、不慮成御儀ニ而御村方者勿論、御役場江も不輕御難題ニ罷成御氣之毒之事ニ御座候、右死骸之儀者御当所印塔場ヲ借請、御寺を相頼候而葬方申度奉其先候間、奉願候通被仰付被下候様御取成之程奉願上候、以上

肥後隈元領菅野尾手永

方ヶ野村

嘉永六年丑二月廿九日 栄作 (左大)

同手永同村親類組合

善左衛門 (左大)

同手永同村右同

御大庄屋

諸右衛門 (左大)

中原紋治殿

親類たちは圓蔵への介抱を感謝するとともに、事故死について「右相果候ニ付而何そ怪敷筋等無之」旨を明言し、死骸は当地に埋葬してくれるよう依頼している。また、忠吉は役人へ引き渡され、前日に圓蔵親類に引き渡された所持品に対して請取証文が出されて事件は落着した。

他領引合事件であるため、双方の検使役人による調査が必要であったが、一貫して延岡藩役人主導で事件解決がなされていることがわかる。これは圓蔵が事故死であったからであり、暖気で死骸が腐爛するのを理由に、延岡藩側のみで死骸改めが行われ、肥後藩役人や親類たちはそれを追認するだけであった³⁹。

(三) 他領（幕領）引合事件

〔事例〕

藩領の者が幕領の者に傷つけられた場合はどのように処理されたのであろうか。延岡藩領の者が幕領富高新町の者に傷害された事件⁴⁰をみてみよう。

安政五年十月十八日夜、延岡藩領臼杵郡中渡川村の弁指久治が隣村から帰宅途中に同村百姓の甚太郎と出会い、甚太郎宅に立ち寄って酒を酌み交わすうちに、近所の懇意者たちも集まり酒宴になった。酔いが回るにつれ取り留めも無い話から、梅五郎と藤三郎の間で言い争いになった。甚太郎が間に入り二人を宥めたが引かず、同座の者たちも宥めてくれたので漸く収まり、お開きとなった。梅五郎は一旦帰ったがすぐ舞い戻り、藤三郎に悪態をついて姿を消した。これを見ていた久治は、「梅五郎ハ酔酒之余り不取留

候より藤三郎江恵口杯申掛甚不宜もの」と言い残して喜五郎と帰宅した。甚太郎宅から五・六町ほどのところで、二人は梅五郎に出くわした。梅五郎は久治の発言を聞いていたのであるう、これは弁指ではないかと声をかけながら、久治が差していた脇差を奪い取り久治に斬りかかった。久治が道脇に避けたので、今度は喜五郎に掴みかかった。驚いた喜五郎は甚太郎宅に逃げ込んで事の顛末を話した。甚太郎も驚いて、まだ同人宅に残っていた恒吉らに梅太郎を捕らえてくれるよう頼み、喜五郎たちは久治を探しに現場に向かった。久治の姿は見えず、周辺を探し回っていると小藪のなかに臥せている久治を見つけ、大声で知らせると村人たちが集まってきた。甚太郎は自宅に引き返し、梅五郎の行方を探る手配をし、喜五郎は村人と久治の介抱するため同人宅まで運んだ。明け方近くになり、梅五郎を追った恒吉たちが戻り、梅五郎が見つからなかった旨を報告した。久治が正気に戻ったので成り行きを尋ねたところ、疵付けた相手は梅五郎に間違いないと答えた。翌十九日朝、村内の者から事件の知らせを受けた中渡川村兼帯庄屋常治と弁指万治は、久治宅に駆け付け医師に見せ投棄させながら経緯を聞いたが、何が原因かは不明のまま代官所へ届け出た。

代官から知らせを受けた郡方では、二十一日夕に郡奉行が御用部屋へ伺ったところ、事件の経緯と久治の疵具合、それに犯人梅五郎が行方知れずであることから、協議のうえ検使出役を決め、支配代官と徒目付を派遣するよう郡方と大目付に指示があった。また同時に、幕領富高手代の派遣が要請された⁴¹。延岡藩からは支配代

見知候者ニ無之候、梅五郎義何様之子細ニ而右及始末候哉、心当無之怪敷風聞等承り及不申候
これによると、梅五郎は農業不精者であり、折に触れて親類が異見したが聞き入れず、厳しく異見したのを心得違ひして五月中頃から家出して行方不明であった。十八日夜に中渡川村久治へ疵付け逃げたことを聞き、驚いて心当たりの場所を探したが未だに行方は知れなかった。梅五郎が今回の事件を起こしたことについては、親類たちは「何様之子細ニ而右及始末候哉心当無之、怪敷風聞等承り及不申」と答えている。

捜査は難航し、犯人が未だに行方不明という状況の中で日が過ぎた。十月二十四日になって、双方から来月七日までの「御吟味日延願」すなわち内済のための協議時間確保願が検使宛に出された。
（前略）然ル所久治義疵一鉢少シニて追々愈寄片輪勿論、農業渡世之障可相成程二者無御座候、尤当時少シづ、痛候得共、是以無間も全快可仕躰ニ御座候旨、医師和田良策申之候、右一体双方とも意趣遺恨等無之、聊より事起り少分之疵受候義ニ付、何卒熟談仕度候間、来月七日迄御吟味御日延被成下候様奉願上候、右之段御聞濟被成下置候ハ、偏御慈悲

与難有奉存候

久治ほか関係者たちは、久治の疵具合も農業渡世に支障が出るほどの疵では無く、まもなく完治するだろうという医者の診断であり、梅五郎に対しても意趣遺恨など無く、些細な理由から起こった事件だとして内済を求めた。その際に、「取扱人」として中心になったのが、延岡藩神門村大庄屋の民右衛門であった⁴²。

官岡野若衛と徒目付荒木直治、幕領富高からは手代脇坂龍司郎が出役し、吟味が開始された。まず、久治と行動を供にした甚太郎・喜五郎・久治親類および庄屋・弁指と、富高新町梅五郎親弥兵衛親類・組合・町役人惣代・町年寄らが立会い、二十三日付で久治の容体見分書が作成された。それによると、久治の疵は「左脇横ニ長耆寸五歩程之浅突切疵壱ヶ所式針縫有之、左腕内之方江寄かすり疵壱ヶ所」であり、「疵弥増痛つよく相成」容体であった。

このほか、延岡藩側から酒宴の席にいた甚太郎・喜五郎・常吉・宮吉・久治本人・庄屋・弁指・久治親類熊治、富高町側からは梅五郎親病気のため代兼の正助・組合惣代庄助・町役人惣代元治・年寄たちの供述書が作成された。久治は「何様之子細ニ而右及始末候哉、平日意趣遺恨等受候覚曾而無之、甚以心外千萬」と、梅五郎から疵付けられる心当たりの無いことを強調した。これに対して梅五郎親類正助は次のように証言している。

弥兵衛倅梅五郎義、当五月中より家出致、其節より心当之所々相尋候得共見当不申、同人義ハ当午二十一才ニ相成、未た若輩者ニわ有之候得共、兎角農業不精ニ付折々親類共より毎度異見差加候得共取用不申、厳敷異見差加候義も有之候間、右を心得違致候哉、当五月中与風家出之候行衛不相知、右躰之者ニ付当時尋中ニ御座候処、当月十八日夜中渡川村久治江疵被為負候段通達有之驚人、尚又心当之場所早速手配いたし精々相尋候得共今以居所手掛も無之、且梅五郎連合女之里ニ而老人御召捕相成折候得共、定而同人是迄出先ニ而連合ニ相成候義ニ茂可有之、右女者何方之ものニ候哉

取扱人である大庄屋民右衛門がどのような交渉をしたのかは明らかではないが、十一月付（日付なし）で「内済御願書」が富高役所宛に提出された。
乍恐書付を以奉願上候
（前略）御吟味御日延奉願上度扱人共より篤与承候処、久治儀梅五郎与平日懇意ニいたし、同人酒狂之上聊之間違より口論疵受候得共、最早疵所平癒いたし、素より意趣遺恨等請候義無之段事柄相分、梅五郎儀尋中ニ付同人親類共より久治江相詫、相当之挨拶いたし熟談仕候間、此段御聞届ケ被成下度、然ル上者右一件ニ付已来双方より御願筋毛頭無御座候間、願之通内済御聞届ケ被成下候ハ、偏ニ御慈悲与難有奉存候、依之双方連印書附奉差上候、以上

内済理由としては、久治と梅五郎は日頃は懇意にしており、事件は酔狂の上で起こったことであり、久治の疵も平癒しており、もとより意趣遺恨はないこと、梅五郎は捜査中のため親類中から久治へ詫びを入れること、相当の話し合いがなされたことなどである。この件に関しては、双方より願筋も決して無いことを明示して、内済を願出ている。この内済願は富高側から延岡藩郡方へ打診があり、延岡藩側も「日田表御吟味ニも相成候得者、手重之儀ニ付」という理由で了解した。十二月七日付で、久治名代親類熊治・喜五郎・弁指万次、神門村大庄屋民右衛門、富高新町弥兵衛親類組合正助・百姓頭元治・年寄吉左衛門らから、「池田岩之丞様御役所」すなわち日田陣屋宛に連印請證文が差し出されて落着した。

相手が幕領役人である場合、検使立ち合いは「御料役人より之指

図次第二而、此方出役より之指図ハ難相成」と、幕領役人優位であった。しかし、日田代官所の出役となるとたいへんな時間と費用がかかるだけでなく、手代の管理能力まで問われかねないため、手代側から内済を打診したのである。

むすびにかえて

日向国延岡藩を対象に、同藩で起きた刑事事件を溺死・焼死・精神錯乱・事故災害・行き倒れ急死・相対死のそれぞれの場合に分けて、検使出役と御免の事例を検討してきた。また他領引合事件について、引合が他藩領と幕領のそれぞれの事例についてみてきた。いままでも明らかにしたことをまとめ、結びにかえたい。

刑事事件では検使出役がなされるのが原則であったが、いくつかの条件が認められれば出役御免が認められた。例えば、溺死の場合、本人が生来大酒飲みで酔狂のため川に落ちたと親類が証言し、「何ぞ怪敷義毛頭無御座」こと、「親類共遺念之筋茂無御座」ことを明記した願書が出されたことなどである。身元不明の溺死体の場合は、身元が判明しないため出役となっている。焼死の場合は「変死」扱いであり、検使出役が原則であった。それは焼死体の破損が甚しかったためである。精神錯乱の場合は、本人が従来から「上昇」気味であったこと、「喧嘩口論者勿論、遺恨等差含稿筋者毛頭無御座」ことを、村役人や親類が証言すれば出役御免が認められた。しかし、「上昇」気味であっても、取り調べに対して本人が受け答えできない場合や、体のどこかに「疵所も有之」場合には、

検使による見分が行われている。

このほか事故や災害の場合は、死骸の破損が甚しいため、現場を検分した代官や勘定人自ら検使出役御免願が出される場合もあり、実際に多くの場合認められている。行き倒れや急死の場合は、病人を介抱し医者に診せるなど手を尽くした上で落命した場合は、御免が認められた。但し、非人体の者は非人が世話をし死骸を片づけ、御用部屋へは郡奉行の事故報告で済ませた。相対死の場合は、身内・親類・村役人から検使出役御免願が出されても、御用部屋では出役を命じ、不審な点が無いか見分させている。

他領引合事件は、双方ともに負担が大きく時間もかかるため回避する傾向があるとされている。しかし、遠郷や飛地を有する延岡藩では他領引合事件は通常見られる事件であり、そのために事件の解明を放棄するようなことはなかったと思われる。些細な事件は現地代官が処理したであろうが、原則として検使出役はなされた。但し、事件の発見から犯人の捕縛、取り調べ、口上書作成は在地で行われ、検使はそれを追認する形で処理がなされた⁴³。在地の事件処理能力は大きかったと考えられるが、それを藩権力はどこまで容認し依存していたのか、また、どこから容認しなかったのかなど、在地権力の在り方を考える上で、より多くの事例を検討することが必要である。今後の課題にしたい。

註

- 1 陶山宗幸「江戸時代後期、三州幡豆地方における刑事内済事例の一考察」(『愛知大学総合郷土研究紀要』37輯 一九九二年) 一四〇頁
- 2 大平祐一「内済と裁判」(藤田覚編『近世法の再検討―歴史学と法史学の対話』山川出版社 二〇〇五年) 一四頁
- 3 大平前掲論文五頁
- 4 山田勉「延岡藩の刑事内済」(『日本史研究』二九七号 一九八七年)
- 5 拙稿「近世における事件処理と地域秩序―日向国延岡藩飛地宮崎郡を対象に―」(『宮崎公立大学人文学部紀要』第18巻第1号 二〇一〇年)
- 6 山田前掲論文八頁
- 7 大平祐一氏は、訴訟提起後における内済を狭義の内済、それと訴訟提起前の内済を合わせて広義の内済と呼んでいる(大平祐一「内済と裁判」藤田覚編『近世法の再検討―歴史学と法史学の対話』山川出版社 二〇〇五年六頁)
- 8 文政三年七月廿六日条「萬覚書」
- 9 文政二年四月二日条「萬覚書」
- 10 「文久元酉年十月「祝子村大野川江溺死女検使口書類一式」(『検使覚』内藤家文書第一部二二法制二八四)
- 11 安政五年十一月「北方村蔵田門之内上崎勇右衛門宅焼失同人父焼死いたし候ニ付検使取調書」
- 12 「検使御免例書」(内藤家文書 第一部21法制281)
- 13 陶山宗幸「江戸幕府の刑事内済―傷害罪の検分を中心として―」(『法制史研究』41号 法制史學會 一九九一年)
- 14 嘉永七年閏七月朔日条「萬覚書」
- 15 嘉永七年閏七月朔日条「萬覚書」
- 16 安政三年正月十八日条「萬覚書」
- 17 安政四年八月十一日条「萬覚書」
- 18 安政四年八月十四日条「萬覚書」
- 19 文政十一年七月七日条「萬覚書」
- 20 安政四巳年七月「岩井川村松野木門要吉隠宅去ル十四日夜強雨ニ而山崩之節押崩シ変死人有之候ニ付見分書」(『検使覚』内藤家文書第一部二二法制二八四)
- 21 文化九年四月四日条「萬覚書」
- 22 文化十五年四月四日条「萬覚書」
- 23 文政五年七月「検使御免例書」
- 24 文政六年九月「検使御免例書」
- 25 嘉永五年四月「宮崎下北方村善正房四国巡拜、予州ヨリ宿送ニ而病死一件」(内藤家文書 第一部二二―二四二)
- 26 嘉永五年四月三日条「萬覚書」
- 27 文政十一年二月「検使御免例書」
- 28 文政十一年二月五日条「萬覚書」
- 29 文政十一年二月六日条「萬覚書」
- 30 卯七月十日「乍口上」(『検使覚』内藤家文書第一部二二法制二八四)

- 31 「下野村上組門富高金吾甥清弥、同門福太郎妹たよ変死ニ付口書類写」（「検使覚」内藤家文書第一部二二法制二八四）
- 32 陶山宗幸「江戸時代後期、三州幡豆地方における刑事内済事例の一考察」（『愛知大学総合郷土研究所紀要』37輯 一九九二年）など
- 33 山田前掲論文一七〇一八頁
- 34 山田前掲論文一九〇二〇頁
- 35 「検使心得書」（内藤家文書 第一部二二法制二九〇）
- 36 嘉永六年二月「肥後御領菅野尾手永法ヶ野村圓蔵七折村大菅門之内新畑ニ而怪我致し相果候ニ付検使見届書面六通之写」（「検使覚」内藤家文書第一部二二法制二八四）
- 37 嘉永六年二月十八日条「萬覚書」
- 38 嘉永六年三月二日条「萬覚書」
- 39 「検使心得書」には「此方にて主取吟味候節者聊無洩様相糺、先方役人存寄有無を問、申分於無之ハ口上書外不手間取様取調為致」とある。
- 40 安政五年年「中渡川村久治御料富高新町梅五郎より被負疵候一件、富高詰立会見届口書類并御吟味日延願共扣」（「検使覚」内藤家文書第一部二二法制二八四）
- 41 安政五年十月廿二日「萬覚書」
- 42 村落共同体あるいは村落共同体を越えた紛争の解決に扱人が大きな役割を果たし、紛争処理、秩序回復に尽力していた（大平祐一「内済と裁判」（藤田覚編『近世法の再検討―歴史学と法史学の対話』山川出版社 二〇〇五年一七〇二頁）。及び
- 坂田美咲「近世後期宿場社会の犯罪と内済」（『歴史』111輯 東北史学会 二〇〇八年）
- 43 拙稿前掲論文参照

附記

史料閲覧にあたり、宮崎県立図書館には大変御世話になりました。末尾ながら記して感謝致します。なお、明治大学博物館所蔵内藤家文書は、宮崎県立図書館蔵マイクロフィルムを使用しました。